

議案第 3 号

岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について

岩倉市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(岩倉市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 岩倉市個人情報保護条例(平成17年岩倉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(岩倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年岩倉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定中「第23条第1項及び第2項」を「第23条第1項及び第2項(同法第26条において準用する場合を含む。)」に改める。

第2条のうち、第30条第4項の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者」に改める。

(岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩倉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。